

別記様式第 1 3号 (第 7 条関係)

第 号

営業停止命令書

住所

氏名又は名称 殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第 2 3 条第 1 項
り、以下のとおり自動車運転代行業の停止を命じます。 第 2 5 条第 2 項第 2 号 の規定によ

1 営業停止の範囲

2 営業停止の期間

年 月 日から 日間
年 月 日まで

3 理由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

この処分に不服のあるときは、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に熊本県公安委員会（熊本県警察本部交通企画課経由）に対し異議申立てをすることができます。

別記様式第 1 4 号 (第 7 条関係)

第 号

営 業 廃 止 命 令 書

住 所

氏名又は名称 殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第 2 4 条第 1 項
第 2 5 条第 2 項第 3 号 の規定によ
り、下記の理由により自動車運転代行業の廃止を命じます。

理由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

この処分に不服のあるときは、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に
基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に
熊本県公安委員会（熊本県警察本部交通企画課経由）に対し異議申立てを
することができます。

別記様式第 1 6 号 (第 8 条関係)

認定証返納理由書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 9 条の規定により認定証を返納します。

熊本県公安委員会 殿

年 月 日

返納者の氏名又は名称と代表者

印

1 法第 9 条第 1 項関係 (認定証の交付を受けた者の届出)

認定証番号	第 号
認定年月日	年 月 日
氏名又は名称	
所在地	熊本県 市町村 電話 () -
返納の理由	1 第 1 号 自動車運転代行業を廃止した 2 第 2 号 認定を取り消された 3 第 3 号 認定証の再交付を受けたが、亡失した認定証を 発見または棄損したが回復した

2 法第 9 条第 2 項関係 (認定証の交付を受けた者以外の届出)

認定証番号	第 号
認定年月日	年 月 日
氏名又は名称	
所在地	熊本県 市町村 電話 () -
返納の理由	1 第 1 号 交付を受けた者の死亡 (同居の親族又は法定代理人による返納) 2 第 2 号 法人が合併により消滅した (合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者による返納)

記載要領

- 届出者は、氏名記載を署名することにより押印することに代えることができる。(ゴム印の場合は押印すること。)
- 数字を付した欄は、数字を○で囲むこと。
- 認定書を添付すること。

別記様式第 1 7号 (第 9 条関係)

<p>熊本県公安委員会 殿</p>		<p>熊 年 第 月 号 日</p>	
		<p>警察署長</p>	
<p>立入検査実施結果報告書</p>			
実施対象営業所			
実 施 結 果			
措 置 方 針	<p>施行令 5 条に規定 する違反の有無</p>	<p>有 ・ 無</p>	
	<p>行政処分の内容</p>	<p>有 ・ 無</p>	
	<p>指導した 是正事項</p>		
	<p>意 見</p>		

別記様式第 1 8 号 (第 9 条関係)

(表)

身 分 証 明 書		第 号
写 真	官 職 氏 名	54.0
<p>上記の者は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第21条第1項の規定により立入検査を行う警察職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">熊本県公安委員会 印</p>		
85.6		

(裏)

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 (抜粋)

第21条 略

2 略

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

正 誤

平成 13 年 2 月 14 日熊本県人事委員会規則第 2 号（熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	段	行	正	誤
11	上	8	福祉事務所	福祉事務局

